

# 第2章

## 生活支援に関する 施策等

## 1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、修学等や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の着実な推進を図っていく。

## 2 子育て短期支援事業

母子家庭の母等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合のための短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業の着実な推進を図っていく。

### 3 ひとり親家庭生活支援事業

生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、母子家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業の着実な推進を図っていく。

## 4 母子生活支援措施設

### (1) 母子生活支援施設と自立支援

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合に、当該母子を母子生活支援施設に入所させて、必要な生活指導を行い、就労も含め、社会的な自立を図っていく。

## (2) 母子生活支援施設の保育機能の活用

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供しており、引き続き、こうしたサービスを提供していく。

### (3) 小規模分園型母子生活支援施設の実施

近いうちに自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などの小規模分園型母子生活支援施設において、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を行っており、引き続き、こうしたサービスを提供していく。

## 5 居住の安定確保

母子家庭等の居住の安定を確保を図るため、公営住宅について、引き続き、地方公共団体の判断による優先入居の活用を図る。また、都市基盤整備公団賃貸住宅についても、その募集に

際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行う。

雇用促進住宅については、母子家庭等について、就職若しくは就職が内定している又は公共職業安定所において求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象とする取扱いを行っており、この取扱いを引き続きしていく。

民間賃貸住宅については、引き続き、民間事業者による家賃債務保証サービスの取組状況の把握に努める。